

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 9 0 号	三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b>  産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金について、健康保険法施行令の一部が平成 2 7 年 1 月 1 日から改正が予定されるため、三田市国民健康保険条例及び同給付規則の一部についても適合するよう所要の改正を行う。</p> <p><b>【関係法令】</b>  健康保険法施行令</p> <p><b>【内 容】</b>  （健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、条例中の）出産育児一時金の支給額が 390,000 円から 404,000 円に、（同様に同給付規則中の加算金が 30,000 円から 16,000 円と）なるもの。</p> <p>&lt; 現 行 &gt; 39 万円 + 3 万円（産科医療補償制度分） = 42 万円  &lt; 改正後 &gt; 40 万 4 千円 + 1 万 6 千円（産科医療補償制度分） = 42 万円</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成 2 7 年 1 月 1 日</p>	